

治癒証明書について

第二種感染症

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぐことで一日快適に生活できるよう、下記の感染症についての登園許可証の提出をお願いします。

下記の感染症については、登園の目安を参照しながら治癒するまでは家庭で静養していただき、保育園での集団生活が可能な状態にまで回復してからの登園にご配慮ください。

治癒証明書

クレイシユ保育園 園長 殿

園兒名

■ 医師による登園の可否を確認する病気

	病名	登園停止期間
第二種 感染症	□ 麻しん（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
	□ インフルエンザ	
	□ ※鳥インフルエンザ（H5N1）及び 新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
	□ 風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	□ 水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	□ 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した5日を経過しつつ、全身状態が良好になるまで
	□ 結核	感染の恐れがなくなるまで
	□ 咽頭結膜熱（プール熱）	主症状（発熱・咽頭発赤・眼の充血）が消失した後2日を経過するまで
	□ 流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので結膜炎の症状が消失しつつ医師の判断ができるまで
	□ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了し全身状態が良好であること
	□ 腸管出血性感染症（0-157・026・0111等）	感染力が極めて強いので医師の判断ができるまで
	□ 急性出血性結膜炎	医師の判断ができるまで
	□ 侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

*上記以外の感染症については、その都度園と相談して登園の確認をお願いいたします。

上記の感染症について治癒しており、伝染するおそれがないことを認め _____月 _____日 から登園してもよいことを証明致します。

年 月 日

医療機関名

医 師

印